

# 笛吹市子育て世帯訪問支援事業について

## ○目的・内容

家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦がいる家庭、ヤングケアラーがいる家庭などを支援するため、訪問支援員がご自宅に伺い、家事や育児等の支援を行います。

また、子育てなどに関する不安や悩みの傾聴、相談を受けたり、地域の子育てサービスに関する情報提供も行います。

## ○利用について

### «利用できる期間及び利用限度»

支援期間は3か月以内とし、期間中に利用できる時間は合計で 60時間です。

1日あたりの利用について、1日2回まで、1回あたり2時間を限度とします。

### «利用できる日及び時間帯»

月曜日から土曜日の午前8時から午後6時までの間

※日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

### «利用者負担»

無料 ※ただし、買い物の代金、店までの交通費等の実費は利用者に負担いただきます。

### «利用場所»

利用者の自宅

## ○支援内容(一例です。利用者の状況により支援内容は異なります)

### «家事支援»

食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等

### «養育支援»

育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等

### «その他»

子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言

地域の子育てサービスに関する情報提供 など

## 【注意事項】

- ・原則、自宅での支援となります。
- ・留守宅あるいは保護者不在の乳幼児のみのお宅には訪問できません。
- ・伝染病等感染症のおそれのある方が家庭にいる場合は訪問できません。
- ・利用者に確認しながら支援をしていきます。

裏面もご覧ください

お問い合わせ先(利用したいとき)

笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課

055-261-1901、055-261-5061

お問い合わせ先(キャンセルや変更があるとき)

認定 NPO 法人 Happy Space ゆうゆうゆう

070-6453-8889

○支援内容の詳細

家事支援	○できること(例)	×できないこと(例)
食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な調理(離乳食を含む)</li> <li>・配膳、皿洗い等食後の片付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等)</li> <li>・来客の応接(飲食や食事の手配等)</li> </ul>
衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類の洗濯、干す、たたむ</li> <li>・アイロンがけ</li> <li>・洗濯物のクローゼット等への収納</li> <li>・裁縫(ボタン付け、簡単な縫い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の洗濯、アイロンがけ</li> <li>・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等の大型洗濯物、セーターの手洗い等)</li> </ul>
居室の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リビング、寝室、台所等の簡単な掃除(掃除機、拭き掃除)</li> <li>・新聞、雑誌等の簡単な片付け</li> <li>・玄関、ベランダの簡単な掃除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫、換気扇、網戸等の掃除</li> <li>・風呂場のカビ取り</li> <li>・床のワックスがけ</li> <li>・庭の掃除(草むしり、植木の剪定等)</li> </ul>
生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣のスーパー、コンビニ等での購入可能な食材、日用品の買い物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産祝いのお返しの買い物</li> <li>・家具、電気機器等の購入</li> <li>・その他、生活必需品以外の買い物</li> </ul>
その他必要な家事支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布団を干す、片付け</li> <li>・シーツ交換</li> <li>・簡単な荷造りの手伝い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行等での手続き、現金の出し入れ</li> <li>・市役所への申請等</li> <li>・ペットの世話</li> <li>・自動車の給油、洗浄、清掃</li> <li>・自営業の仕事の手伝い</li> </ul>

育児・養育支援	○できること(例)	×できないこと(例)
授乳の手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沸かし、ポット等への移し替え</li> <li>・ミルクの調乳</li> <li>・乳児にミルクを与える</li> <li>・哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け</li> </ul>	訪問支援員がひとりで乳幼児のお世話をすることはできません。
おむつ交換の手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換</li> </ul>	
沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着替えの準備</li> <li>・沐浴時のサポート</li> <li>・ベビーバスの準備、片付け</li> <li>・乳児の受取、身体の拭き取り、着替え等</li> </ul>	
その他必要な育児の手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の着替えや食事の介助</li> <li>・ベビー布団の用意、片付け、布団干し</li> <li>・きょうだい児の遊び相手(住居内)</li> <li>・予防接種等の付き添い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問支援員と子どもだけの外出</li> </ul>

○事業を利用するには、こども家庭センターでのサポートプラン作成が必要です。

○該当すると思われる家庭をご存じの場合は、こども家庭センターへご相談ください。

【笛吹市こども家庭センター】055-261-1901、055-261-5061